

令和6年度鳥取県スポーツ協会
賛助会費支援金事業手引き
(一部抜粋)

支援金交付要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「協会」という。）が、協会加盟団体等（以下「団体等」という。）に、賛助会費による支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 協会会長（以下「会長」という。）は、団体等が行う別に定める事業（以下「支援事業」という。）に要する経費のうち、支援の対象として会長が認める経費について、予算の範囲内で支援金を交付する。

(交付申請手続)

第3条 団体等が、支援金を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に事業計画書等（様式第2号）を添付し、会長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第4条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付決定通知書を団体等に送付するものとする。

(交付の請求)

第5条 団体等は、支援金の交付の請求をしようとするときは、請求書（様式第3号）に交付決定通知書の写しを添えて会長に提出するものとする。

(計画変更の承認)

第6条 団体等は、支援事業に変更が生じたときは、変更承認申請書（様式第4号）に変更の内容を記載した書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、支援金の額に影響を及ぼさない軽微な変更（事業総額の20パーセント以内）については、この限りではない。

(交付の条件)

第7条 会長は、支援目的を達成するために必要があるときは、第4条に規定する交付決定に条件を付することができる。

(事業実施期間)

第8条 支援事業は、交付決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 会長は、支援目的を達成するために必要があると認めるときは、団体等から報告を求め、又はその指名した職員に当該支援事業に係る証拠書類等を検査させることができる。

(実績報告)

第10条 団体等は、交付決定を受けた支援事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、に事業の成果を記載した実績報告書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(交付額の確定及び通知)

第11条 会長は、実績報告書を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、団体等に通知するものとする。

2 団体等は、前項の規定により通知を受けた確定した支援金の額を超える支援金の交付を受けている場合は、その超える額の支援金を速やかに返還しなければならない。

(帳簿の備え付け)

第12条 団体等は、交付決定を受けた支援事業について、収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、事業完了の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、決裁日から施行し、令和6年度の支援事業から適用する。

令和6年度支援事業（第2条関係）

モデル的な事業を中心に事業を実施する。（予算の範囲内による定額支援）

ジュニア期の一貫指導・育成支援事業

【高校運動部指定】

- 1 目 的 運動部を指定することにより、競技力の向上を図り国スポ等での入賞を目指す。
- 2 内 容 ①過去2年間において連続でインターハイ・国スポに出場しており、次年度に期待が持てる運動部
②前年度、運動部活動活性化事業（高等学校運動部指定）において、A1 又は A2 指定から解除になった運動部
※申請者は学校長とし、学校の口座へ振り込む
- 3 金 額 1部当たり 30,000 円とする。

【ジュニアクラブチーム育成支援事業】

- 1 目 的 小・中・高の一貫指導体制を整え、ジュニア育成・強化を図るため、基盤となるジュニアクラブチームを支援する。
- 2 内 容 ジュニアクラブチームの定期的な活動等へ支援。
- 3 金 額 1チーム当たり 100,000 円とする。